

新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たな保育の類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。) 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 「子育て支援コーディネーター(仮称)」による利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。

※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。

※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。

※4 さらに、「平成24年度以降の子どものための手当等について」(平成23年12月20日 内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。

※5 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)

※6 指定制の導入等による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)

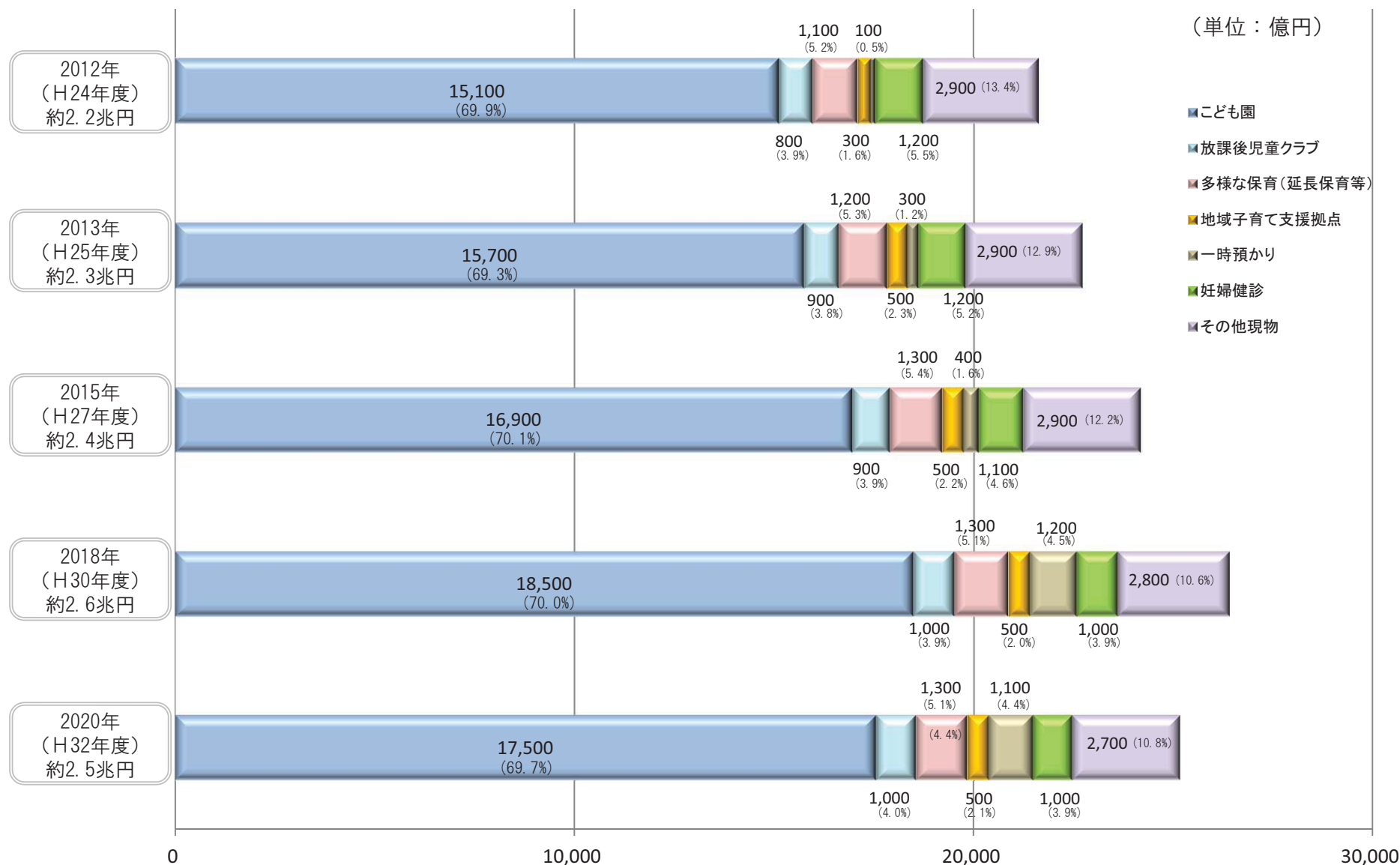
※7 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※8 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

子ども・子育て支援施策に係る費用推計＜現物給付の費用区分別＞

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度末まで給付総額は増加するが、それ以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 平成24年3月「社会保障に係る費用の将来推計」に基づく給付費ベースの推計。(GDPによる変動は反映していない。)

* こども園の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべてこども園として計上している。

これまでの検討経緯

○平成22年

- 1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。
- 4月27日 「子ども・子育て新システムの基本的方向」(子ども・子育て新システム検討会議決定)
- 6月29日 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(少子化社会対策会議決定)
- 9月16日 基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を始める。

○平成23年

- 7月27日 基本制度ワーキングチームにおいて中間とりまとめ
- 7月29日 「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」(少子化社会対策会議決定)

○平成24年

- 2月13日 基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」を公表

本とりまとめまでに

- ・基本制度ワーキングチーム20回
- ・幼保一体化ワーキングチーム9回
- ・こども指針(仮称)ワーキングチーム6回、計35回開催

- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」(少子化社会対策会議決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。
また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

→ 税制抜本改革とともに、平成24年通常国会に法案を提出(平成24年3月30日提出済)。

子ども・子育て新システム検討会議体制図

※平成24年4月23日現在

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 岡田 克也 内閣府特命担当大臣（行政刷新）
古川 元久 国家戦略担当大臣
小宮山 洋子 内閣府特命担当大臣（少子化対策）・厚生労働大臣

【構成員】 川端 達夫 総務大臣
安住 淳 財務大臣
平野 博文 文部科学大臣
枝野 幸男 経済産業大臣
長浜 博行 内閣官房副長官（参・政務）

「作業グループ」

【主 査】 園田 康博 内閣府大臣政務官（少子化対策）
【構成員】 福田 昭夫 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
神本美恵子 文部科学大臣政務官
藤田 一枝 厚生労働大臣政務官
中根 康浩 経済産業大臣政務官
大串 博志 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府大臣政務官（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

◎園田 康博	内閣府大臣政務官
秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
○大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
菊池 繁信	全国保育協議会副会長
清原 慶子	東京都三鷹市長
駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
田中 常雅	東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
両角 道代	明治学院大学法学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会政務調査会行政委員会副委員長、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
◎大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー、高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンCSR推進室副部長
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
○無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
渡邊 廣吉	全国町村会政務調査会行政委員会副委員長、新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

○秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会副会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会顧問
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育士会顧問
◎無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

※構成員であった大場 幸夫 大妻女子大学学長は、平成23年5月にご逝去

※表中の◎は座長、○は座長代理。

子ども・子育て新システム関連3法案について

子ども・子育て支援法案

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

(目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付

◆子どものための現金給付(児童手当)

◆子どものための教育・保育給付
(支給認定、こども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画

(国の基本計画、市町村計画、都道府県計画)

(6) 費用等

(国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等

(会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

総合こども園法案

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その目的、設置、運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則 (目的、定義)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

(教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合こども園の設置等

(設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則

(名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行う。

概要：

(1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等

(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・ 子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定
- ・ 子ども・子育て会議の設置等

※ **施行日：**

政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定
【第1条～第7条】

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）
【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）
【第11条～第30条】

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

- ◆ 指定こども園等の指定手続、指定の更新、責務、指定基準、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督
【第31条～第42条、第44条～第54条、第56条～第58条】
- ◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請
【第43条、第55条】
- ◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等
【第59条】

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診 等
【第60条】

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定
【第61条～第65条】

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)
【第66条～第72条】

(7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営 等
【第73条～第78条】

(8) 雑則【第79条～第83条】 ・ (9) 罰則 【第84条～第88条】

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）
【第7条～第12条】

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行
【附則第1条】

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

- ◆ 総合こども園法の目的、定義規定【第1条・第2条】
(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容(総合こども園保育要領の策定等)、入園資格【第3条～第5条】

(3) 総合こども園の設置等

- ◆ 設置者(国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人)【第6条、附則第3条、附則第4条】
- ◆ 区分経理等(総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等)【第7条】
- ◆ 設備及び運営の基準(国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める)【第8条】
- ◆ 総合こども園に置く職員(園長、保育教諭等)【第9条】
- ◆ 職員の資格(保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等)【第10条、附則第5条】
- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等【第11条～第18条】

(4) 雑則・(5) 罰則

- ◆ 公私連携型総合こども園【第22条】、名称の使用制限【第23条】、主務大臣【第25条】、罰則【第28条～第30条】等

関係整備法：

- ◆ 認定こども園法の廃止【第1条】
- ◆ 教育公務員特例法の一部改正(公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ)【第15条】
- ◆ 教育職員免許法の一部改正(総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い)【第16条】
- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(首長の職務権限に総合こども園に関することを追加。総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定)【第27条・第28条】
- ◆ 社会福祉法の一部改正(総合こども園を経営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ)【第23条】

施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)【附則第1条】

(※) 認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

子ども・子育て支援

参考

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

【新システムの主な内容】

- **質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)**
 - ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
 - ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



- **待機児童対策を強力に推進**

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大
- | | 2012年度 | 2014年度末 | 2017年度末 |
|-------------|-----------|---------------|-------------|
| 3歳未満児の保育利用率 | 27%(86万人) | →35%(105万人) | →44%(122万人) |
| 放課後児童クラブ | 22%(83万人) | * →32%(111万人) | →40%(129万人) |
- (* 2011年5月時点)

- **大都市部以外でも地域の保育を支援**

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

- **家庭・地域の子育て支援を充実**

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

地域子育て支援拠点
ファミリー・サポート
センター事業

	2012年度	2014年度末～
7,555カ所 *	→10,000カ所	
637市町村	→950市町村	

(* 2011年度交付決定ベース)



※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいる。